

取得済み3次元計測データ等を用いた業務試行要領

(目的)

第1条 この要領は、経済産業部が発注する測量業務において、「取得済み3次元計測データ等を用いた業務」を試行するために必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、「取得済み3次元計測データ等」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) VIRTUAL SHIZUOKAデータ
静岡県がG空間情報センターで公開している3次元点群データ等をいう
- (2) 完成形状の計測点群データ
別に定める3次元データ納品工事試行要領に基づいて納品されたデータをいう

(対象とする業務)

第3条 「取得済み3次元計測データ等」がある箇所で実施する測量業務のうち、路線測量（「一車線林道測量」を含む）、現地測量、及び山地治山等測量を対象とする。

(発注手続)

第4条 発注にあたっては、特記仕様書を添付して発注手続を行うこととする。

(実施手続)

第5条 受注者は、取得済み3次元計測データ等を用いた業務の実施について、業務計画書に実施方法を記載し、提出するものとする。

(業務成績評定)

第6条 取得済み3次元計測データ等を用いた業務を実施した場合、担当監督員は以下の項目において評価する。

考査項目	細別	内容
プロセス評価	創意工夫	当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。
結果の評価	成果品の品質	多岐にわたる検討項目など、難易度の高い作業（業務）に対し、必要な作業（業務）成果が得られた。

(費用)

第7条 測量業務標準歩掛により積算するものとし、3次元計測データ等の作業に係る費用の増減については、設計変更の対象としない。

(試行の検証)

第8条 取得済み3次元計測データ等を用いた業務の有効性や効果、課題について把握するため、取得済み3次元計測データ等を用いた業務を実施した受注者に対してアンケート調査等を実施する。